

文教民生常任委員会記録

令和元年 第3回定例会	
1 日 時	令和元年 8月 7日 (水) 午前 10時 00分開会 午前 10時 38分閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	市 田 登 委員長 加 藤 美智子 副委員長 佐 藤 誠 委員 舘 野 裕 昭 委員 鈴 木 敏 雄 委員 赤 坂 日出男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	石 塚 議会事務局長 篠 原 書記
8 会議の概要	別紙会議記録のとおり

文教民生常任委員会 説明員

教育長		高橋 臣一	1名
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	佐藤 博	
	人権推進課長	黒田 浩造	
	保険年金課長	渡辺 富夫	
	生活課長補佐	高橋 学	
	地域活動支援課市民協働係長	市川佳代子	
保健福祉部	保健福祉部長	早川 綾子	7名
	厚生課長	小林 和弘	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	齋藤 信一	
	健康課長	大塚 純子	
	介護保険課長補佐	小堀満美子	
こども未来部	こども未来部長	石川 佳男	5名
	子育て支援課長	大谷 薫	
	保育課長	高橋 文男	
	こども総合サポートセンター長	諏訪 敏郎	
	保育課子育て認定係長	高根澤秀明	
教育委員会事務局	教育次長	上林 浩二	11名
	教育総務課長	高橋 年和	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	仲田 順一	
	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	田野井秀雄	
	国体推進室長	塩澤 昌宏	

	学校給食共同調理場長	藤倉 利一	
	図書館長	秋本 敏	
	川上澄生美術館事務長	北條 直子	
	教育指導担当	湯澤 正弘	
合 計			32名

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第51号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について
- 2 議案第55号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について

令和元年第3回定例会 文教民生常任委員会概要

○市田委員長 ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案2件でございます。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第51号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。

それでは、議案第51号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、主な市民部関係予算について、説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の5ページ・6ページをお開きください。

まず、歳入について、説明いたします。

説明書の中段、21款 諸収入 4項 3目 雑入の説明欄、「宝くじ普及広報事業助成金」330万円の増につきましては、自治総合センターからのコミュニティ助成事業費 250万円と地域活性化センターからの地域イベント助成事業費 80万円を計上するものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

7ページ・8ページをお開きください。

説明書の上段、2款 総務費 1項 8目 財産管理費の説明欄、2つ目の○「コミュニティセンター維持管理費」105万5,000円につきましては、栗野コミュニティセンターの空調設備の故障に伴う電気式空調への切り替えリース料を計上するものであります。

同じく、2款 総務費 1項 11目 地域振興費の説明欄、「協働のまちづくり推進事業費」250万円につきましては、歳入で説明いたしました「宝くじ普及広報事業助成金」を活用いたしまして、東末広町自治会における秋祭り用の装束や提灯などの購入費用に対する補助金を計上するものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算」の市民部関係予算についての説明を終わります。

○市田委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。よろしくお願いたします。

議案第51号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算」第1号中、保健福祉部所管の関係予算についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

説明書7ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄、1つ目の○、子育て保健サ

ービス事業費 100 万円の増につきましては、3 歳児健診における視力検査を実施する屈折検査機器を購入するものであります。

現在、3 歳児健診における視力検査は、問診票と絵指標による検査を実施しております。しかし、この検査方法では、目の異常に気づきにくいこと、発達等に課題がある場合は、検査の実施が困難となっております。

子供の目の機能は、3 歳頃までに急速に発達し、この時期に視力の発達が妨げられると弱視につながる恐れがあり、就学前に早期に発見し治療開始につなげるため、屈折検査機器を購入するものであります。

なお、財源につきましては、こどもみらい基金繰入金を充当するものであります。

以上で、議案第 51 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算」 第 1 号についての説明を終わります。

○市田委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の大谷です。よろしくお願ひいたします。

「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 3 ページをお開きください。

一番上の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 7,140 万 1,000 円の増につきましては、本年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の今年度 10 月以降の利用者負担分のうち、保護者に代わって国が負担する分について計上いたしました。

次の段、2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1 億 7,567 万 8,000 円の増につきましては、民営化となるひなた保育園の園舎整備に対する補助金が県の安心こども基金から国の保育所等整備交付金に変更になったことにより、県補助金から国庫補助金への予算組み替えと、補助基準額の変更による補助金増額分 1,999 万 8,000 円の合計額であります。

次の、ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金 318 万円の増につきましては、消費税増税に伴う国の施策の一つであります「児童扶養手当臨時・特別給付金」に係る補助金を計上いたしました。補助率は 10 分の 10 であります。

この事業につきましては、これまでに法律婚をしたことのない児童扶養手当受給者に対しまして、1 万 7,500 円を臨時に給付するものであります。市の対象者は 100 人を見込んでおります。

次に、下から 2 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 699 万 2,000 円の増につきましては、先ほどの

国庫負担金同様、新制度に移行していない幼稚園の利用者負担分のうち、県負担分について計上しております。

一番下の段、2項2目 民生費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 1,852万2,000円の増につきましては、保育料の無償化に伴う、保育認定等のシステム改修費や事務処理の経費で、補助率は10分の10であります。

次の、児童福祉施設整備事業費県補助金 1億5,568万円の減につきましては、先ほどご説明いたしました、ひなた保育園民営化の整備費補助金を、県補助金から国庫補助金に組み替えるものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から2番目の段、19款 繰入金 2項5目 こども未来基金繰入金 100万円につきましては、先ほど保健福祉部の説明にもありました、3歳児健診の視力検査機器を購入するための財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目児童福祉総務費の説明欄、一番目の、児童福祉総務事務費 1,852万2,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、保育料の無償化に係る事務処理経費として、臨時職員の報酬が125万2,000円及び、システム改修委託料が1,727万円であります。

次に、その下の、施設型給付・地域型保育給付等事業費 8,537万6,000円の増につきましても保育料無償化に伴うもので、新制度に移行していない幼稚園の今年度10月以降の利用者負担分のうち、保護者に代わって国・県・市が負担する額を計上いたしました。

次に、その下の、児童福祉施設整備事業費 2,249万8,000円につきましては、ひなた保育園の民営化法人への園舎整備補助金が、補助基本額の変更により増額となるものであります。

次の、3目 こども支援費の説明欄、児童扶養手当費 108万円の増につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に伴い、既存の児童扶養手当システムの改修費用を計上いたしました。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○市田委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課の高橋です。

議案第51号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2段目、15款 国庫支出金 2項 5目 教育費国庫補助金 1節 小学校費国庫補助金の説明欄、小学校耐震化事業費国庫交付金 496万6,000円の増につきましては、「北押原小学校バスケットゴール耐震化工事」に伴う国庫交付金であり、負担率は3分の1であります。

次の欄、2節 中学校費国庫補助金の説明欄、中学校耐震化事業費国庫交付金 276万8,000円の増につきましては、「栗野中学校バスケットゴール耐震化工事」に伴う国庫交付金であり、負担率は3分の1であります。

次に、11ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番下の段、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の説明欄、最初の○、校舎等施設整備事業費 1,101万1,000円の増につきましては、北押原小学校給排水設備外改修工事、及び、みなみ小学校給排水設備外改修工事の実施設計業務委託に係る経費を計上するものであります。

次の○、小学校耐震化事業費 1,500万6,000円の増につきましては、「中央小学校吊バスケットゴール耐震化工事実施設計」に係る委託料、並びに、歳入でもご説明いたしましたが、「北押原小学校バスケットゴール耐震化工事」に係る経費を計上するものであります。

次のページ、13ページをお開きください。

2段目、10款 教育費 3項 1目 学校管理費の説明欄の○、中学校耐震化事業費 848万円の増につきましては、「南摩中学校吊バスケットゴール耐震化工事実施設計」に係る委託料、並びに、歳入でもご説明いたしましたが、「栗野中学校バスケットゴール耐震化工事」に係る経費を計上するものであります。

以上で、議案第51号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会関係予算について説明を終わります。

○市田委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 すみません、ちょっと数字をちょっと読み間違ったようなので、ちょっと訂正させていただきます。

まず、7ページをお開きください。2番目の段の2つ目の○なのですが、施設型給付・地域型保育給付等事業費 8,538万6,000円のところを、8,537万6,000円とちょっと読み間違えてしまいました。訂正させていただきます。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤誠です。

12ページの耐震化、バスケットの耐震化なのですが、2つお伺いしたいことがありまして、1つはそもそもどういった工事をするのかって、ちょっと具体的なものをお伺い

したいのが1つと、もう1つが、耐震化の件では、そういった小学校の施設、建物自体も含めて、主にそういったバスケットでやるような設備面での耐震化が、ニーズがあるようなものというのは、まだ未着手なものとか、そういったものはあとどのぐらいあるのかとか、そういったものを把握されているのか、こういったお考えなのか、その2つ教えてください。工事の内容と設備面でまだまだそういった需要、ニーズがあるのかどうか、2つお願いします。

○市田委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課の高橋です。

ただいまの佐藤委員のご質問について説明させていただきます。

まず1点目の工事の内容についてであります。バスケットゴール、これにつきましては、文部科学省から外部団体の諮問を受けまして、設置後24年を経過したものについては、本体を撤去して新たなものを設置しなさい。それ以外のものにつきましては、接合部分のところに耐震化ということで、そこの交換をしなさいという方針が出ておりまして、文部科学省から指導を受けております。

今回、耐震化に上げたものは、片方ですね、金額が、工事費のところに載っております1,400万円ということで大きいほうは、そのものを撤去して新たなものをつける。

小さいものは700万円程度になるのですが、それは接合部分、こちらは一旦取り外して、接合部分を耐震化工事をするということで、この2種類となっております。

次に、耐震化の内容的なものでご説明させていただきますと、まず委員のご質問のとおり、耐震化につきましては、校舎並びにバスケットゴール、こちらを進めております。

校舎につきましては、北小学校以外の耐震化の工事は全て完了しております。

それで北小学校につきましては、2期工事が完了後に耐震化が市内の校舎では全て完了するということとなります。

それ以外に、バスケットゴールにつきましては、平成27年に全体を点検いたしまして、耐震化を必要としたものが8校ありました。

それで撤去というものが13校ありました。8校のうち、現在みどりが丘小学校と西中学校の2校は実施が済んでおります。

撤去が13校あるうちの6校が済んでおりまして、残りが今後進めてまいりたいということとであります。

それに伴いまして、今回実施設計並びに工事の予算を計上させていただいたということとあります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質問ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 では、それにちょっと深堀りしての質問、2つまた出るのですが、では残

り7校ということなのですが、どのぐらいの、今後の目途というのは、もう立っているのでしょうか。年に何個かもうやっていって、何年後には終わるのだというような考えができているのかというのと、あと1,400万円、700万円の工事というのは、これはちょっと聞いてみると特殊なので、これは業者、市内とかで請け負えるものなののでしょうか。お願いします。それで終わりです。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 佐藤委員の質問の今後の目安と市内の業者さんの請け負いができるかという2点について、ご説明させていただきます。

まず1点目の7校の目途なのですが、私どもからすれば、一刻も早くやりたいというのが希望であります。

ですが、全体の予算がある程度決まっている中から整備をしていくということで、実施設計においては次年度をにらんで準備をしているという状況で、今回2校を計上させていただきました。

ということで、残りにつきましては、古い順という言い方は大変失礼なのですが、現状を見ながら対応していきたいというふうに考えておりますので、いつまでに終わるかというのは、ここで明言できませんけれども、なるべく早期に対応したいというふうに、原課では考えております。

2点目の対応につきましては、こちらにつきましては、ある程度メーカー、こちらから指定されているメーカー、おりますので、請け負いができますし、これまでの学校につきましても、市内の業者さんをお願いしてある実績もありますので、今後も同じような形で考えたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 では、8ページの2段目の段の児童福祉総務事務費に伴う、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修ですね、これ全協で出ましたけれども、1,852万2,000円ですね、これのシステム改修費と事務費の内訳をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

児童福祉総務費1,852万2,000円の内訳ですが、まず上段の報酬125万2,000円なのですが、これにつきましては、無償化に伴う事務処理費といたしまして、臨時職員の報酬を予定しております。6カ月分で、2人の報酬でございます。

業務の内容としては、施設等の利用給付の認定申請の登録、これは認定を受けないと、新制度に移行してない幼稚園の子供たちは保育料が無償化にならないので、その認定を、申請

をしていただいて、認定をする業務などを行っていただく予定です。

それから副食費の免除通知の発送等の業務ですね、これらについても、副食費も4,500円、市の保育園についてはいただくことになるのですけれども、3歳から5歳まで、その子供たちの中で、免除になる子供たちがいるので、そういった免除になる子供たちへの通知などを行っていく予定となっております。

それからその下の、委託料1,727万円でございますが、これはその無償化に伴う、システム改修に係る業務に当たる委託料でございます。

内容としましては、保育料の算定機能の変更がございます。これについては、まず3歳から5歳児については、保育料が無償化になりますので、その対応。

それからゼロ歳から2歳児の中で、住民税の非課税世帯についても無償化になりますので、それらの算定の確認機能の追加、それから副食費の免除のもの、それから、預かり保育というのが出てきます。それは新制度に移行していない幼稚園の子供たちは預かり保育の認定を受けないと、基本的に幼稚園の子供たちは保育時間が午前10時から午後2時ぐらいまでなのですけれども、この認定というのを受ければ、例えば8時半から10時まで、それから午後2時過ぎですね、夕方6時ぐらいまでの延長の保育についても無償で保育を受けられることとなりますので、そういった認定を受けるためのシステムを追加するなどのシステム改修費ということになります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じ中段のその下ですね、施設型給付費・地域型保育給付費等事業費でありますけれども、これが新制度未移行幼稚園等の利用料の給付ということでもありますけれども、この新制度移行幼稚園と、新制度未移行幼稚園ですね、これの、ちょっとわかりにくいので説明と新制度移行の園がいくつ、幼稚園があるのか、教えていただきたいと思います。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。

新制度に移行していない幼稚園と移行している幼稚園の違いということでございますけれども、まず新制度に移行している幼稚園ですね、これは平成27年の4月から子ども・子育て支援法という法律が本格施行されたのですが、これは幼児教育とか、保育、地域の子供、それから子育てに関する支援を総合的に推進するための法律でございますけれども、その法律に則った幼稚園が新制度移行幼稚園ということになります。

それで、その幼稚園は基本的に幼稚園の運営費補助金などは国、これは内閣府、それから県・市から受けている幼稚園ということになります。

通っている子供たちも市からその教育認定というのを受けていて、保育料もその保護者の所得によって、市によって決定されるということで、一律に同じということではないのです

ね。

それで、形態としては、新制度幼稚園とか、あるいはその法律に則った幼稚園ということになると、認定こども園などもこの類ということになります。

それから未移行幼稚園というのは、それにまだ即した幼稚園になっていない幼稚園というのが未移行幼稚園で、従来型の幼稚園ということで、国の運営費補助などは文部科学省から受けておりまして、保育料も園が一律に設定したために、所得に関係なく、どの家庭の子供も、同じ保育料を払っている幼稚園ということになります。

それで、この移行している幼稚園は何園かということなのですが、ちょっとお待ちください。

新制度に移行している幼稚園が5園、それからまだ移行していない幼稚園が3園ということになります。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 要するに認定こども園が新制度移行幼稚園というような考えでよろしいわけですね。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に即した幼稚園の中の一つの形ということで、認定こども園は、新制度幼稚園と同じような形なのですが、新制度幼稚園というのは、本当に幼稚園児だけしかいない幼稚園で、認定こども園は、その新制度幼稚園にプラスして、保育認定というのを受けている子供たちがいる園が認定こども園で、幼稚園児と保育園児が、両方が入所しているような幼稚園が認定こども園ということになります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 非常にわかりにくいということがわかりましたので、少し勉強していきたいと思えます。非常にわかりにくいですね。

それで、最後に、その下の段の児童福祉施設整備事業費のひなた保育園民営化法人への施設整備補助金の増ですね。2,249万8,000円ですか、これの増額の内訳を教えてくださいと思います。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員の質問にお答えいたします。

2,249万8,000円の増の内訳ということでございますけれども、これは土地の借料加算分の補助金額が、当初1,540万円だったのですが、これが3,100万円ということで、1,560万円の増額となりました。

それからほかに、資材費等の上昇分ということで、本体工事費の上昇分として689万8,000円で、あわせて2,249万8,000円の増ということになりました。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○市田委員長 では、別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第51号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第55号 鹿沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。佐藤市民課長。

○佐藤市民課長 市民課長の佐藤です。

議案第55号 「鹿沼市印鑑条例の一部改正」について説明をさせていただきます。

本議案は、女性活躍推進の観点から、本年11月5日に住民基本台帳法施行令等の改正が行われます。それに伴い、印鑑登録証明事務処理要領等も一部改正されることから、本市で関連のある印鑑条例の改正を行うものであります。

具体的には、住民票やマイナンバーカード等に旧氏、旧姓ですね、を併記できるようになりますので、印鑑登録の登録事項に「旧氏」を併記するものであります。

このほか、性的マイノリティに配慮するため、印鑑登録の登録事項から「男女の別」を削除するものです。

また印鑑登録原票について、磁気ディスクをもって調製することができることを追加するものであります。

以上で、議案第55号 「鹿沼市印鑑条例の一部改正」についての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 この議案、賛成するものではあるのですが、今後、そういった何でも男女という、用語、項目というのは極力排除、なくしていく方向性なのですか。佐藤課長にだけ聞くのは酷ではあるのですが、どうなのでしょう、全体のトレンドとしては、聞ける範囲で聞きたいです。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤市民課長。

○佐藤市民課長 通常、そういう性的マイノリティという言葉が、結構、頻繁に聞く事態が多くございます。

ただ、市の行政側の仕事としまして、住民票等の全体の扱いについて、根拠となります法

律、住民基本台帳法の第1条にこの法律の目的としまして、この法律は市町村において、住民の居住関係の公証、公の証といいますが、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の根拠、そういう推移とありまして、行政の事務処理の中で、男女の別に関する案件も結構多くございますので、その辺の数字の把握等、そういったことのためには住民票の数字というのは、数字、男性・女性というふうな数字の把握のために、今後もそういった部分が必要に、保存していくことも必要であるかなというふうにも思っております。

説明を終わります。

○袖山市民部長 委員長。

○市田委員長 はい。

○袖山市民部長 今の佐藤委員の。

(「マイクいりますか」と言う者あり)

○袖山市民部長 大丈夫です。これここにあるのでしゃべりますので。

市民部長の袖山です。すみません。

○市田委員長 袖山市民部長。

○袖山市民部長 市民部長の袖山です。

国のトレンドとして、女性活躍のスタンスと、それから性的マイノリティについては、国がそもそも法律を変えていきますので、市としては到底、そういった形の中で流れとしては、いろんなものが今後変わっていくという考え方があります。以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑ありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今の件ですけれども、そうすると、印鑑証明のほうは男女の別の区別がないと、住民票のほうは、今までどおりというふうな理解でよろしいわけですね。

○市田委員長 佐藤市民課長。

○佐藤市民課長 鈴木委員の質問にお答えいたします。

はい、住民票に関しましては、旧氏の併記が、今度住民票の中で、11月5日から可能になります。

ただ、男女別につきましては、その説明もさせていただきましたが、住民基本台帳法の記載の項目の中に男女別という項目は引き続き残っていきますので、住民票のほうで男女別は引き続き表記されています。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○市田委員長 それでは、別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第55号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、ここで、恒例の任期最後の委員会でございますので、正副委員長のほうから、挨拶をさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力を得まして、まさか1年間、いろいろありがとうございました。

これからも頑張ります。投票もよろしく。冗談なのですがけれども、本当にありがとうございました。

○加藤副委員長 非常に短い期間でありましたけれども、お役を務めることができました。本当に完了することができましたので、ありがとうございます。

また、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○市田委員長 それでは、これをもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時38分)